

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則（平成十四年八月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（本人確認情報等の開示請求書）」に改め、同条中「第三十条の三十二第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書」に改める。

第六条第一号イ中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

第七条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加える。

第八条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十五」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を加え、「の全部」を「又は附票本人確認情報の全部」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」に改める。

第一号様式中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書」に改め、「住民基本台帳法」の次に「（法第30条の44の13において読み替えて準用する回法）」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報（附票本人確認情報）の」に改め、同様式の注の2中「運転免許証等」を「個人番号カード等」に改める。

第二号様式中「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」に改め、「住民基本台帳法」の次に「（法第30条の44の13において準用する回法）」を加え、同様式の注の2中「運転免許証等」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。